

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第1回）

中央環境審議会循環型社会部会
容器包装の3R推進に関する小委員会（第1回）

第1回合同会合

議事録

平成25年9月19日（木）

16:00～18:03

航空会館7階大ホール

午後4時00分 開会

○庄子室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会第1回合同会合を開催させていただきます。

私、環境省リサイクル推進室長の庄子でございます。よろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

容器包装リサイクル法でございますが、改正法の施行から今年の4月で5年が経過をいたしました。これを受けて改正法の附則に基づき法の施行状況の評価検討を行う必要がございます。このため環境省、経済産業省におきましては容器包装リサイクル法の主務省としてこれらの評価・検討について専門的な調査・審議を行う観点から、本合同会合を開催するものでございます。

本合同会合の事務局は、環境省と経済産業省と共同で務めてまいります。本日は環境省が事務局を務めさせていただきます。

まず、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会の委員長につきまして、本年1月の委員改選の際田中委員長が退任され、新たに委員長として永田勝也委員が指名されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日の中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会の出席状況でございますが、全委員数27名のうち24名の委員がご出席されておまして、定足数である過半数に達していることをご報告させていただきます。

続きまして、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループの座長につきまして、経済産業省からご報告をお願いいたします。

○林課長 経済産業省リサイクル推進課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

容器包装リサイクルワーキンググループの座長につきましては、郡嶋孝委員が指名されておりますのでご報告申し上げます。

また、本日の産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループの出席状況でございますけれども、全委員数27名のうち現時点で22名の委員の方がご出席をされておまして、定足数である過半数に達していることをご報告させていただきます。

○庄子室長 本合同会合の議事進行につきましては、環境省が事務局となる今回は中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会の永田委員長に、経済産業省が事務

局となる次回は産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループの郡島座長にお願いする予定でございます。

では、本日の合同会合の開催に当たりまして、経済産業省大臣官房審議官環境問題担当の三田から、続きまして環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長の廣木からご挨拶申し上げます。
○三田審議官 ただいまご紹介いただきました、経済産業省の三田でございます。

皆様、本日はご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては平素より3R政策の推進にご理解、ご協力いただきまして大変感謝しております。

この容器包装リサイクル法でございますが、平成7年に制定され、平成9年には分別収集、そして再商品化が開始されました。そして、その制定時の法律の附則に基づきまして、平成16年から開始された産業構造審議会、中央環境審議会、それぞれの審議会でのご議論も踏まえまして、平成18年6月にこの現在の改正法が成立したところでございます。

この容器包装リサイクル法の施行以来、この容器包装廃棄物の分別収集、そして再商品化は着実に推進しております。また、これらの取組もありまして一般廃棄物排出量の削減、あるいは最終処分場の残余年数が延命されるなど着実に成果を上げてきていると、このように認識しております。

これらは消費者の皆様方、地方公共団体、そして容器の包装・製造・利用の事業者の方々、指定法人、さらにリサイクラーの方々、こういったさまざまな皆様方、関係者によるそれぞれのご努力、あるいはその皆様方が連携されたご努力のたまものであると、このように考えておりまして、改めて御礼を申し上げます。

また、この現在の容器包装リサイクル制度の仕組み自体が、ある意味日本の社会なり経済システムにうまくマッチしていたということもこの成果を上げている要因ではないかと、このように考えておる次第でございます。

しかしながら、この廃棄物の適正そして合理的な処理、リサイクルというのは今後も我が国経済が健全に発展していく上で、そして資源の有効利用の観点からも大変重要だというふうに認識しております。

先ほどお話がありましたように、この改正法の附則において施行後5年を経過したところで施行状況を検討するということになっておるところでございます。このような観点から、本日からこの審議会がスタートしたところでございます。

これまでのこの制度の成果を踏まえ、この容器包装リサイクル制度の施行状況や今後のあり

方につきまして、皆様方から忌憚のなくご議論いただければと、このように考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○廣木課長 続きまして、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長の廣木と申します。本来ですと部長の梶原のほう伺いましてご挨拶する予定でございますけれども、あいにく今日梶原のほうは出張に出ておりまして、今こちらの会場に向かっているところでございますが、ちょっと遅れておりますのでかわりに挨拶させていただくことをご了承いただければと思います。

委員の皆様方におかれましては、平素より廃棄物リサイクル行政の推進に多大なるご理解、ご尽力、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は本当に大変お忙しい中ご出席を賜り、重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、今の経済産業省の三田審議官のほうからもご挨拶にございましたけれども、容器包装リサイクル法につきましては法制定以来、分別収集、再商品化等の取組がこの間着実に進展してまいりました。また、懸案となっておりました一般廃棄物リサイクル率についても上昇する一方で、最終処分量につきましても年々減少する等、この法律の制定によりまして循環型社会の形成に寄与してきたものというふう認識しているところでございます。

他方、法改正以降のさまざまな変化あるいは課題にも着実に対応していく必要があると考えております。特にリサイクルよりも優先順位が高いいわゆるリデュース、リユースの取組の強化を初め、対策のさらなる促進が必要とされているところでございます。

なお、今日はそのような観点もございしますが、ご用意させていただきましたお茶なのですが、ご承知のとおりリユースびんを使ったお茶でございます。今年の循環白書にもちょっと取り上げさせていただきましたけれども、こういったものをご用意させていただきましたのでご利用いただければと思います。

これも繰り返しのなってしまうかもしれませんが、前回の法改正の施行から5年が経過したという踏まえまして、本日この本合同会合におきまして改めて制度の施行状況についての評価・検討をお願いする次第でございます。容器包装リサイクル制度のさらなる前進に向けまして皆様方の幅広いご意見を賜りたく存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○庄子室長 それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

次に、資料の確認と取り扱いについてご説明いたします。

まず資料でございますが、議事次第、それから資料1から資料5まで、それから参考資料1と2をお配りいたしてございます。

資料の不足がございましたらお申しつけいただければと存じます。

また、委員の皆様方にはご参考といたしまして、本年5月に閣議決定いたしました第三次循環型社会形成推進基本計画について配付をさせていただいております。

なお、本日の資料につきましては、原則、全て公開とさせていただきたいと存じます。また、会議終了後には発言者名を示した議事録を作成しまして、各委員に配付をしてご確認いただきました上で公開とさせていただきたいと存じます。

続きまして、本日の合同会合にご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。

まず、座長でございますが、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会は、早稲田大学環境・エネルギー研究科教授、永田勝也座長。

○永田座長 永田です、よろしくお願いします。

○庄子室長 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループは、同志社大学経済学部教授、郡寫孝座長。

○郡寫座長 郡寫です。よろしくお願いします。

○庄子室長 そして、本日は中央環境審議会循環型社会部会の浅野直人部会長にもご出席いただいております。

○浅野部会長 浅野でございます。

○庄子室長 それでは、本日ご出席の委員の方々を五十音順でご紹介させていただきます。

なお、本合同会合の開催につきましてやむを得ずご欠席をされる場合には代理の方に説明員としてご出席いただけるよう取り扱わせていただいております。

初めに、神戸大学大学院経済学研究科教授、石川雅紀委員。

○石川委員 石川です、よろしくお願いします。

○庄子室長 ガラスびんリサイクル促進協議会会長、石塚久継委員。

○石塚委員 石塚でございます。よろしくお願いします。

○庄子室長 一般社団法人日本貿易会常務理事、市村泰男委員の代理で砂田説明員。

○砂田説明員 砂田でございます。よろしくお願いします。

○庄子室長 全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員長、上野正三委員の代理で塚崎説明員。

○塚崎説明員 塚崎です、よろしくお願いたします。

○庄子室長 早稲田大学法務研究科教授、大塚直委員。

○大塚委員 大塚です。よろしくお願いたします。

○庄子室長 関東学院大学法学部教授、織朱實委員。

○織委員 織です、よろしくお願いたします。

- 庄子室長 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事、川村節也委員。
- 川村委員 川村です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長、鬼沢良子委員。
- 鬼沢委員 鬼沢です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 独立行政法人産業技術総合研究所環境管理技術研究部門上級主任研究員、小寺洋一委員。
- 小寺委員 小寺です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長、小林三喜雄委員。
- 小林委員 よろしく申し上げます、小林でございます。
- 庄子室長 スチール缶リサイクル協会専務理事、酒巻弘三委員。
- 酒巻委員 酒巻でございます。よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 ジャーナリスト・環境カウンセラー、崎田裕子委員。
- 崎田委員 崎田です。よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事、佐々木五郎委員。
- 佐々木委員 佐々木です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 中央大学総合政策学部准教授、篠木幹子委員。
- 篠木委員 篠木でございます。よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 常葉大学社会環境学部教授、杉山涼子委員。
- 杉山委員 杉山涼子です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日本百貨店協会環境委員会委員、鈴木啓子委員の代理で高橋説明員。
- 高橋説明員 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 庄子室長 続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問、辰巳菊子委員。
- 辰巳委員 辰巳です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日本洋酒酒造組合理事、筑紫勝麿委員。
- 筑紫委員 筑紫でございます。
- 庄子室長 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長、西井弘明委員の代理で山田説明員。
- 山田説明員 山田です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク副運営委員長、羽賀育子委員の代理で中井説明員。

- 中井説明員 中井です、よろしくお願いします。
- 庄子室長 全国知事会事務総長、橋本光男委員。
- 橋本委員 どうぞよろしくお願いします。
- 庄子室長 大日本印刷株式会社環境安全部シニアエキスパート、長谷川浩委員。
- 長谷川委員 よろしくお願いします。
- 庄子室長 一般財団法人食品産業センター専務理事、花澤達夫委員。
- 花澤委員 花澤でございます、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日経BP社日経エコロジー編集副編集長、馬場未希委員。
- 馬場委員 馬場でございます、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 東京大学大学院工学系研究科教授、平尾雅彦委員。
- 平尾委員 平尾です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 全日本自治団体労働組合現業評議会議長、藤本初雄委員。
- 藤本委員 藤本です、よろしくお願いします。
- 庄子室長 PETボトルリサイクル推進協議会会長、水戸川正美委員。
- 水戸川委員 水戸川です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 東洋製罐株式会社環境・品質保証・資材本部環境部長、三富暁人委員。
- 三富委員 三富でございます、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日本商工会議所環境専門委員会委員、宮田勉委員。
- 宮田委員 宮田です、よろしくお願いします。
- 庄子室長 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事、椋田哲史委員。
- 椋田委員 椋田です、どうぞよろしくお願いいたします。
- 庄子室長 一般社団法人日本アルミニウム協会専務理事、村山拓己委員。
- 村山委員 村山です、よろしくどうぞお願いします。
- 庄子室長 日本チェーンストア協会環境委員会委員、百瀬則子委員。
- 百瀬委員 百瀬です、よろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日本石鹼洗剤工業会理事環境委員会委員、柳田康一委員。
- 柳田委員 柳田と申します。よろしくお願いします。
- 庄子室長 NPO法人愛知環境カウンセラー協会副会長、山川幹子委員。
- 山川委員 山川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 庄子室長 日本製薬団体連合会環境委員会委員長、吉儀尚浩委員。

○吉儀委員 吉儀です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 以上でございます。

なお、各委員が所属されている委員会、ワーキンググループにつきましては、配付しております資料1の委員名簿をご覧ください。

なお、今回の合同会合では日本容器包装リサイクル協会、東京都、再商品化事業者などの方々に現場の実情に関するご意見をいただき、委員の皆様建設的な議論に役立てていただく趣旨で、オブザーバーとしてご出席いただいております。

続きましてご紹介をさせていただきたいと思います。

一般社団法人日本RPF工業会事務局長、石谷吉昭様。

○石谷氏 石谷です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 一般社団法人全国清涼飲料工業会相談役、大平惇様。

○大平氏 大平です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 一般社団法人日本鉄鋼連盟廃プラスチック等有効活用タスクフォース委員長、亀井浩一様。

○亀井氏 亀井です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会代表理事専務、小山博敬様。

○小山氏 小山です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 東京都環境局廃棄物対策部長、齊藤和弥様。

○齊藤氏 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○庄子室長 株式会社広島リサイクルセンター総務部長、濱利治様。

○濱氏 濱です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 昭和電工株式会社企画グループリーダー、平倉一夫様。

○平倉氏 平倉です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 廃ペットボトル再商品化協議会会長、古澤栄一様。

○古澤氏 古澤です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 日本プラスチック工業連盟専務理事、水野靖彦様。

○水野氏 水野です、よろしくお願いいたします。

○庄子室長 以上でございます。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席表でご覧いただければと思います。

それでは、この後の議事進行は中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する

小委員会の永田座長をお願いいたします。

○永田座長 どうも、皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

今回は議題の1と2をあわせてご議論いただきたいと考えております。まず、事務局から議題1の容器包装リサイクル法の施行状況につきまして資料2と3に基づいて説明していただきまして、続いて3R推進団体連絡会から議題2について資料4に基づいて説明していただきます。

その後、まとめてご意見、ご質問等をお受けできればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、3R推進団体連絡会からの取組状況の報告は、例年、中環審循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会で報告を受けているものでございますが、本年はまだ実施しておりません。この場で、そういう意味であわせて実施させていただくものでございます。

それでは、まず議題1のほうから事務局に説明していただきます。どうぞ。

○庄子室長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

本日は容器包装リサイクル制度に関する合同審議会第1回でございますので、初めに容器包装リサイクル制度の概要からご説明いたします。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。まず、この法律の制定の背景でございますが、容器包装リサイクル法が制定されました平成7年の時点におきまして、家庭から排出されますごみの重量の2割、3割、容器で申しますと6割を容器包装廃棄物が占めておりました。そこで、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るために、平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定されまして、平成9年4月から本格施行されております。

この法律が制定されまして、それまで市町村が全面的に一般廃棄物の処理責任を担っていたわけでございますが、この考え方の一部が改められまして、容器包装の利用事業者あるいは容器の製造事業者、消費者におきまして一定の役割を担っていただくことにしたものでございます。

下の図でございますが、事業者には再商品化の義務が課されまして、その履行方法といたしましては自主回収ルート、指定法人ルート、独自ルートという3種類ございますが、本日の概要のご説明といたしましては、この制度の中心となってございます真ん中の指定法人ルートに即してご説明いたしたいと思っております。

3ページをご覧ください。この指定法人ルートとしての概要でございますが、まず容器包装の流れをご覧いただければと思います。青色の矢印が容器包装の流れでございますが、容器包装を製造・利用する事業者である特定事業者から、容器包装が商品に包まれ消費者の手に届きます。その後、消費者において消費され、市町村の回収拠点に分別排出されます。市町村は、容器包装廃棄物を資源ごみとして分別収集し、異物の除去、それからベール化ということで圧縮・梱包の作業を行いまして、これを選別保管と言っておりますが、指定法人が委託しました再商品化事業者に引き渡しをされます。再商品化事業者において再商品化、すなわちリサイクルが行われて有価物として再商品化製品利用事業者の手に渡り、リサイクルされた製品として再度利用されるという仕組みでございます。

次に、4ページ目でございますが、事業者の再商品化義務の対象となる容器包装でございます。下に図と表がございますけれども、再商品化義務の対象としてはガラス製の容器、それから紙製の容器包装、ペットボトル、プラスチック製の容器包装でございます。下にございますスチール缶、アルミ缶、段ボール、それから飲料用紙製容器につきましては有価取引が市場で定着をしているということで義務の対象外となっているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。前回の制度見直しの結果を受けまして平成18年に改正された法律の内容につきましてご説明いたします。

前回の制度見直しは平成16年から平成18年にかけて行われましたが、その結果を受けて平成18年に法改正が行われてございます。

この改正の主な概要でございますが、下にポツが5つございます。まず1つ目、法律に基づき国が定める基本方針の内容といたしまして、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引き渡しに関する事項を追加してございます。

それから、3つ制度の創設がございます。1つは容器包装廃棄物排出抑制推進員制度、小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置、リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度という、3つの制度を創設したものでございます。

また、事業者の公平性の確保という観点から、再商品化の義務を果たさない、いわゆるただ乗り事業者に対する罰則の強化を行ってございます。

このうち幾つかにつきまして、詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

まず、6ページでございますが、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度、通称3R推進マイスターと言っております。この3R推進マイスターの制度は下に書いてございますけれども、環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動をしているオピニオンリーダー

一の方々を全国から環境大臣が3R推進マイスターという形で委嘱をさせていただいて、容器包装廃棄物の削減に関する講演会など全国各地で普及啓発活動を行っていただいております。

それから、7ページ目をご覧くださいと思います。小売事業者に係る容器包装排出抑制促進措置でございます。小売業者におきます容器包装のリデュースの取組をさらに推進するという観点から、上でございますが、国が判断基準を策定し、事業者に自発的な取組を促すということでございまして、加えて下に点線がございますけれども、年間50トン以上の容器包装を使用する事業者に対しては、毎年度容器包装の使用合理化に関する取組の効果等を報告することを義務化する内容でございます。

具体的にどういった取組かというのが8ページでございます。国が定める判断基準の中で、小売業者における取組の例を示してございます。この中で、例えばレジ袋をはじめとする容器包装の有料化。それから、マイバッグ等の利用の促進。下には簡易包装化の推進、ずっと右にポイント制等の実施などを示しているところでございます。

次に、9ページでございます。リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度でございます。こちらは市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進いたしまして、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることを目的としてございます。

こういったことを目的といたします、事業者が市町村に資金を拠出する制度でございますが、この制度、下の図にございますようにグラフが描かれてございますが、リサイクル費用に關しまして実際にかかったリサイクル費用が下に伸びている線だと見ていただければと思いますが、これがあらかじめ想定されていたリサイクル費用、これは上に伸びている線でございますが、この想定額を実際に要した費用が下回った場合に市町村の分別収集による再商品化の合理化が図られたのではないかと、その寄与の分を2分の1と考えまして、その2分の1の額を事業者から市町村に拠出をするという制度でございます。

また、この制度におきましては、縦に再商品化費用の想定に係る基準年という線が引いてございますが、この再商品化費用の想定額の算定に係る基準年というものを3年ごとに見直し変更するという制度としてございます。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。この容器包装リサイクル制度を取り巻く現状につきまして、前回の制度見直し後の動向を中心にご説明いたしたいと思っております。

まず、2ページ目でございます。ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況でございますが、まず我が国のごみ全体の排出量でございますが、平成12年度をピークに減少してございます。平成

23年度においては約4,500万トンでございます。

このうち、容器包装廃棄物が占める割合を見ますと、容積で約54%、湿重量比で約24%となつてございまして、平成7年に法律が制定された当時は約50%と言われてございました容積比は減っているという状況でございます。

また、1人1日当たりのごみ排出量でございますが、直近では975グラムと、法制定時の平成7年から14%、ピーク時である平成12年からは18%減少してございます。

3ページ目でございますが、先ほどご説明をいたしました家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合を円グラフにしたものでございます。

4ページ目でございますが、一般廃棄物の最終処分場の状況でございます。最終処分場の残余容量、棒グラフでございますが、近年横ばいでございますけれども、年間の一般廃棄物の最終処分量が年々減少してございます。そういったことで折れ線グラフであります最終処分場の残余年数は増加をしているところでございます。

次に、5ページ以降で容器包装廃棄物の分別収集の実績についてご説明いたしたいと思いません。

まず、分別収集を実施している市町村の参加割合を見てみますと、ガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールは高くなっているという一方で、グラフですと下にございます紙製容器包装は3分の1、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器の参加率については約75%前後で横ばいという状況になってございます。

次に、6ページでございますが、年度別の分別収集の実績量を掲載してございます。非常に数字が細かいところございますので数字の紹介は割愛させていただきますが、法施行以来ペットボトルあるいはプラスチック製容器包装については量が一貫して増えていると、他方、スチール缶におきましては減少傾向となつてございます。

続きまして、7ページ以降でございますが、こちら素材ごとの平成9年度以降の分別収集の実績量、それから落札単価の推移でございます。落札単価ということで再商品化事業者が指定法人から容器包装廃棄物を引き取る際の費用の単価でございますが、こちらのグラフでございます。

こちらのグラフのご覧いただき方でございますが、一番左の赤い色の棒グラフでございますけれども、市町村における分別収集の実績量を示してございます。真ん中の青の棒グラフは容器包装リサイクル協会における引き取りの実績量。それから、一番右の濃い赤い棒グラフが再商品化事業者に引き渡されて再商品化製品として販売された量でございます。

また、折れ線グラフにつきましては年度ごとの落札単価を加重平均の形で示したものでございまして、こちら品目ごとに示してございますが、7ページ以降ガラス製容器の無色から始まりまして、茶色、それからその他のガラス製容器、それから紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装と続いてございまして、ちょっと時間の関係で一つ一つの説明は省略させていただきますが、全体の傾向をご覧いただければと思います。

続きまして13ページでございますが、ここからは容器包装廃棄物の再商品化の状況に関してのご説明でございます。

容器包装廃棄物の再商品化の方法ということで13ページでございますが、左にございます容器包装廃棄物の素材ごとに真ん中にごございます工程を経て、右のような用途で再商品化されていることを示してございます。

それから14ページでございますが、こうして再商品化により得られた再商品化製品の販売量の推移という、過去5年間分を示した表を掲載してございます。こちらの表の見方といたしましては、縦に容器包装の素材が再商品化製品としてどのような用途に利用されたのかを用途別に書いてございます。それぞれの用途別に右に年度ごと販売量と構成比、構成比はそれぞれの素材ごとを100とした構成比でございますが、そういった数字を示しております。

それから、15ページ以降でございますが、再商品化製品を原材料として利用した製品、こういったものがつくられているかという内訳でございます。そちらはまた素材ごとに掲載してございます。

まずガラス製の容器に関してですが、15ページでございますけれども、円グラフでございますが無色それから茶色のガラスびん、真ん中2つでございますが、それぞれ同じ色のびんでの再商品化製品の利用が可能だということで、ほぼ100%の割合でガラスびんになってございます。一方、右の円グラフでございますが、その他の色のガラスびんにつきましては、いろんな色が混合しているということで、ガラスびん以外の用途で再商品化製品が利用されているという現状でございます。

次に、16ページでは紙製容器包装の再商品化製品の利用製品の内訳で、円グラフでございますけれども、製紙原料が95%弱ということでございます。

続きまして17ページ、ペットボトルの再商品化製品の利用製品でございますが、右に円グラフがございますけれども繊維として使われているのが約半分、シートが約4割、洗剤用途も含めたボトルが約8%となっております。

最後に、プラスチック製容器包装の再商品化製品でございますが、左に円グラフがございま

す。コークス炉化学原料化手法というのが4割でございます。同じぐらいの量でプラスチック原料としての利用がございます。それから合成ガス、高炉還元剤としての利用がございます。

めくっていただきまして19ページでございますが、この中のプラスチック原料としての利用、いわゆる材料リサイクルでございますけれども、材料リサイクルにおける再商品化製品の利用用途についての資料でございます。これまで材料リサイクルの再商品化製品、ここに写真が幾つかございますけれども真ん中にあります擬木とか、あるいはその隣にあります車止めといったような、いわゆる机から下の製品に多く利用されていたという状況でございますが、近年ですとこの真ん中の段にあるペールとかハンガー、ケーブルトラフということで、日用製品や工事器具として使われていると、多彩な用途に広がっているところでございます。

続きまして20ページでございますが、このプラスチック製容器包装につきまして、再商品化手法別の落札量、落札単価の推移でございます。落札単価で見ますと材料リサイクルそれからケミカルリサイクルの再商品化の落札単価、折れ線グラフでございますが、近年低下してございます。この制度の本格施行されました平成12年当時から材料リサイクルは約4割、ケミカルリサイクルも約6割弱の低下となっております。

続きまして21ページ、こちらからは容器包装の利用事業者あるいは容器の製造業者、法律上特定事業者と言っておりますが、その特定事業者に関する状況でございます。

特定事業者、容器包装リサイクル協会と契約し、再商品化の義務を履行している特定事業者の数で見ますと、これ表がございまして一番上、ガラス製の容器では減少傾向がございましてけれども、紙製容器包装、それからプラスチック製容器包装では増加している。総数が一番下でございますけれども、こちらも増えているところでございます。

それから22ページでございますが、こちらは特定事業者が負担しております委託額、容器包装リサイクル協会における引取量の推移でございます。委託額については棒グラフ、引取量については折れ線グラフ、積み上げたものでございます。

委託額、棒グラフで見いただきますと、例えばペットボトルの有償化ということでありまして、先ほどのプラスチック製容器包装の委託単価の低下ということで、平成18年度をピークに減少し、近年は横ばい傾向でございます。

23ページでございますが、素材ごとの再商品化の委託単価で、近年10年間の傾向でございます。ペットボトルに関しまして平成18年度から先ほど少し申し上げましたように有償での取引ということで、ペットボトルの再商品化事業者が費用を払ってペットボトルを引き取るという状況になってございまして、平成19年度以降単価が大きく低下しております。プラスチック製

の容器包装、一番下でございますが、こちらにも単価が低下しているという状況でございます。

それから24ページでございますが、特定容器の自主回収の認定状況でございます。この制度、先ほど最初に3つのルートという中での1つ目の自主回収ルートでございますが、特定事業者が再商品化の義務を果たす方法の一つとして自主回収というのがありまして、特定事業者が自ら、あるいは委託により回収を行うという場合に再商品化義務が免除されるという制度でございます。例といたしまして右に書いてございますが、リターナブルの例えば牛乳びん、それからビールびんなどの回収があるところでございます。

認定事業者数としては70でございますが、素材別の内訳としては約94%がガラスびんという形になってございます。

最後に、平成18年に改正されました容器包装リサイクル法、改正容器包装リサイクル法の取組状況のご紹介をいたしたいと思っております。

25ページでございます。こちら、使用済みペットボトルの円滑な引き渡しでございまして、基本方針にこういった事項を新たに追加しております。

ペットボトルにつきましては特に有価物として取り扱われるということで、市町村によりましては独自の判断でより高値をつける事業者にお引き渡しをしているという状況がございます。そういったことで、環境省といたしましてはこの法律に基づく基本方針の中で、使用済みペットボトルの分別基準適合物を市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合に、その容器包装廃棄物が、環境保全対策をきちんとやっているかということと、こういった処理の状況について市町村が地域住民に情報提供しているかということを示してございまして、昨年12月にはこの基本方針の趣旨を踏まえた対応を行う予定のない自治体の名称を公表させていただいたところでございます。

26ページでは、環境省で市町村を対象にアンケート調査を実施してございます。これをご覧いただきますと、左の上に処理量の割合というのがございますが、3分の1ほどの量がいわゆる容器包装リサイクル法に基づくルートではない独自処理を行っているという現状でございます。

それから、27ページご覧いただければと思っております。先ほど資料2でご紹介いたしました、リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の現状でございます。先ほど少しご説明いたしましたように、市町村が分別収集を徹底して、また事業者が薄肉化等の排出抑制に努めるということで再商品化過程に引き渡される容器包装廃棄物の質が向上し、量も抑制され、その結果実際の再商品化費用の総額が当初想定していた再商品化費用の総額よりも下回ると、こ

ういった場合にこの制度におきましては、この差額分の中から市町村の寄与分として2分の1を市町村に拠出をするものでございます。

下に棒グラフがございますが、市町村への拠出実績でございまして、平成20年度から22年度まで、大体100億前後で推移をしてございました。23年度にかけては24億円に減少しております、これは先ほどご紹介いたしましたように再商品化費用の想定に係る基準年の設定を3年ごとに見直しの変更をしてございまして、この基準年の変更によりまして拠出額全体の額が減少したものでございます。

28ページでございますが、この資金拠出制度の導入後、市町村が再商品化事業者を引き渡すべールの品質の向上が進んでいるということでございまして、この28ページのグラフは過去11年間に容器包装リサイクル協会が調査をいたしましたプラスチックの容器包装のべールの品質の割合でございまして、Aランクが高い、Dランクが低いものでございます。これをご覧いただきますと、この拠出金制度の導入がされました平成19年度以降、容器包装比率のAランクの割合が増加しているところでございます。

続きまして29ページでございます。小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置で定期報告制度というのがございます。過去5年間の容器包装使用量の推移についてグラフを掲載してございますが、平成23年度の実績で見ますと約32万8,000トンでございます。制度が始まりました19年度の実績と比較して9.4万トンの減少となっております。使われているプラスチック製容器包装の内訳としては、レジ袋あるいはトレイ、ラップなどが含まれているということでございます。

そのレジ袋につきまして、30ページでございますが、自治体における取組も進んでいるということでございます。自治体におきましては小売業事業者それから消費者団体などと協定を締結したりして取組を進めてございますが、そういった協定締結によるレジ袋の有料化の取組、今年2月現在で、円グラフがございますが、都道府県で22、政令指定都市で12、中核市で17、特別区では2件の実施となっております。さらに、全ての都道府県で何らかの方法でレジ袋削減の取組が実施されてございまして、こういった協定締結によるレジ袋有料化以外の取組といたしまして、下に岡山県と高知県の事例を紹介してございます。

最後は、特定事業者の申し込みに関する現状ということで、これは前回の法改正でただ乗り事業者対策というのを一つ掲げてございますが、このグラフのご覧いただき方なんでございますけれども、棒グラフが2つ並んでございまして、右のグラフをご覧いただければと思いますが、こちらは何の数かといいますと、容器包装リサイクル協会からこれまで特定事業者の可能性が

あったけれども契約をしていない事業者に対して、再商品化義務の履行、再商品化の委託料の支払いの義務について説明をしたり、督促をした結果、この31ページのグラフにございます数の事業者が、過去に遡って容器包装リサイクル協会に申し込みをし、契約をしたという実績もございますというご紹介でございます。

以上、非常に多いデータにつきまして駆け足のご説明となりましたが、まず事務局からの説明は以上でございます。

○永田座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き資料4に基づきまして、宮澤さんのほうですね、3R推進連絡会のほうから説明を。

○宮澤氏 3R推進団体連絡会の本年度の幹事長を引き継ぎました、PETボトルリサイクル協議会の宮澤哲夫と申します。どうぞよろしく願いいたします。座らせて説明させていただきます。

○永田座長 どうぞ。

○宮澤氏 では、1ページ目からですけれども、本日は2012年12月に経団連におきまして3R推進団体連絡会が公表しました容器包装3R推進のための自主行動計画フォローアップの概要をご報告いたします。

3R推進団体連絡会というのは既にご存じと思いますが、容器包装8素材のリサイクルに係る事業者団体で構成されております。容器包装3Rの円滑な推進と普及啓発を行うために加盟団体相互の情報交換を図り、社会に貢献することを目的として2005年12月に設立されました。

ページをめくっていただきたいと思います。活動内容ですけれども、前回の法見直しの審議過程で課題となりました事業者の役割の徹底進化と主体間連携の強化を目指し、現在は2015年度を目標とする第二次自主行動計画を進めております。

次のページをお願いいたします。3ページ目、自主行動計画の中の1つは事業者による3R推進に向けた自主的取組です。リデュース、リユース、リサイクルについて推進目標を立て、数値目標を掲げているものもあります。

次のページになります。もう一つは消費者、自治体、国と事業者の連携に資する取組があります。8団体が共同して取り組む活動と、8つの個別団体が取り組む活動がありまして、ここには一応その取り組む共通のテーマを示しております。

では、数値目標の進捗状況をご報告いたします。6ページ目になります。ちょっと数が多いので、少しはしょって割愛させていただきますが、6ページ目、各素材別のリデュースの目標

と結果を示したものです。

2段目の例えばペットボトルの例ですけれども、2015年度目標で10%の軽量化を目指しておりますが、2011年度実績で10.5%と目標を超えてしまいました。これについて少し解説いたしますと、2011年度は震災の影響が出たものと捉えております。すなわち、比較的軽量化が進んでいたいわゆる無菌充填のミネラルウォーターの増産があったこと、及び緊急輸入もあったということの結果と考えております。それらの特異的事象を除けば8.6%程度と私どもは試算しております。2012年度の集計結果はそろそろ出ますが、全体的には増えておりますけれども、その値を考慮して目標値の再設定を行うか検討するつもりであります。

次のページお願いいたします。7ページ目には引き続き4つの素材についてのデータを記載しております。既に目標を上回ったものもあり、目標数値の再設定を検討する必要があるかと思っております。

続きまして、8ページ目のほうに移ります。リサイクル率・回収率等です。例えば1番目にありますガラスびんでは70%以上のリサイクル率の目標に対して、69.6%とかなり近づいてきております。

次のページですが、他の素材も目標に近づきつつあるか、または既に高水準になっておりまして、目標数値を維持していく段階に入っているものと判断しております。このことは国民性のためか、世界でもすぐれたリサイクルシステムができ上がっているのではないかというふうに考えております。

引き続き、連携を進めるための8団体の共同の取組についてご紹介いたします。

11ページ目ですが、まず3R推進フォーラムの開催です。消費者、自治体、事業者が連携の形をともに模索するというので、11月に仙台で開催しました。東北大学大学院吉岡教授による基調講演、その後3つの分科会に分かれて討論を行いました。

めくっていただいて、次の12ページにはその分科会の各テーマごとのご紹介と、それから2日目の見学会のご紹介です。2日目のほうはプラスチック容器包装の中間処理委託企業と、それから震災がれき置き場、焼却施設などをバスの中からではありましたが見学いたしました。

続きまして13ページです。3Rセミナーの開催例です。容器包装に関する自治体、市民、事業者の取組等の情報交換と啓発の場の提供、及び3R活動に当たっての問題解決や協働の取組のきっかけづくりというものを目指して、3R推進セミナーを設定しております。2012年は札幌市で行いました。基調講演は、ちょっとここで「北」の字が抜けてしまって非常に申し訳な

いんですけれども、北海道大学大学院の松藤教授にお願いし、その後パネルディスカッションを行いました。

14ページです。ここには3Rリーダー交流会というのは、消費者と事業者の連携の基礎づくり・相互理解促進、情報発信、それから具体的連携のためのプログラムづくりを目指して、まさしくキーパーソンとなる3R推進市民リーダーの育成にお手伝いをさせていただいている事例です。

次のページをお願いします。3Rリーダー交流会では既に作成した「リサイクルの基本」という小冊子がありますが、もとにこれを地域版、これは川崎市民版の例ですけれども、この地域版の作成も手がけております。

16ページ目、お願いいたします。3年前からの活動になります。容器包装3R制度研究会という場を設け、消費者、自治体、学識者、事業者と各ステークホルダーをまじえた意見交換を行い、3Rの推進への課題と方向性をまとめました。さらに継続して昨年2012年度には公開ヒアリングを実施いたしました。先週、周知を目的に3R推進団体連絡会のホームページのほうに一連の報告書を掲載いたしました。ぜひご一読願えればと思います。

17ページ、次のページをお願いします。次は共同での展示会への出展です。これはエコプロダクツ2007及び2011の例ですが、引き続き2012年12月も参加しました。今年も12月のエコプロダクツ2013にも参加する予定です。

18ページ目になります。先ほど少し触れましたけれども、小冊子「リサイクルの基本」というのは全国市町村、希望する自治体、市民団体等に無償配布を行っており、累計6,000部以上の配布実績となっております。引き続き行ってまいります。

では19ページですが、3R推進団体連絡会のホームページでの情報発信の例です。2008年の開設となりますが、これまでの活動報告など積極的に情報提供を行っております。

終わりになりますけれども、3Rのさらなる推進に向け、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

また、参考資料として各8団体の活動事例の一部をご紹介します。説明は割愛させていただきますがご一読いただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

○永田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。机上の名札をお立ていただきますと順繰りにマイクのほうを回していきたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願いします。約1時間の時間がございしますが、非常に委員の方、それからオブザーバーからもご意見を頂戴したいと考えておりますので、人数が非常に多い。できるだけ多くの方からのご意見を頂戴したいというふうに考えておりますので、手短にお願いできればありがたいというふうに思っています。

それでは、いかがでございましょうか。名札を立てていただきますと指名をさせていただきます。

それから、一わたりご意見を頂戴した後に、まとめてご質問等に対する答えは事務局のほうからさせていただくという、そういうスタイルで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ちょっと、名札の名前が見えるようにしていただけますか。すみません。向こう側はもう私の目ではとても見えないという状態です。

それじゃ、吉儀さんですか、こっちからそれじゃ回させていただきますでしょうか、立っているのは。

○吉儀委員 まず、資料2の5ページ目の一番下のところなんですけれども、先ほど遡及して事業者を支払いがあったということの、資料の一番最後のほうについていましたけれども、この事業者間の公平性の確保、特にただ乗り事業者の件で、当団体にも周知徹底の要請が来て毎年傘下団体に流していますけれども、そのただ乗り事業者の現状を国のほうはどのように整理されているのかというのが一つ。

それから、前回の見直し審議では、ただ乗り事業者の公表の実績を出されて具体的な会社の名前を出されていましたがけれども、この5年間ぐらいはどれぐらいの公表実績があるのかというのが2つ目。

それから、この法律の一番下に罰則強化ということで罰金50万円を100万円以下にすることなんですけれども、罰金の実績があるのかどうかということをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○永田座長 わかりました。ちょっとまだお札立てていらっしゃる方少ないので、この間に少しお伺いをする時間を設けさせていただいて、今の質問に対して事務局のほうからちょっと答えていただきましょう。どうぞ。

○庄子室長 まず、ただ乗り事業者の罰則の罰金の上限額を引き上げたでございしますが、罰金に至るまでには勧告をして、その社名の公表をして命令ということでございますけれども、これまで罰則の適用までいった事業者というのはございませんで、その前の段階で多くの事業者

の皆さんに容リ協会に申し込みをしていただいております。

その、ただ乗り事業者、ちょっとどの程度かということについては、なかなかデータとしてまとめられるのがちょっと難しいものですから、そういった数字をちょっと今手元に持ち合わせているわけではございません。

○永田座長 よろしいですか。

○吉儀委員 公表はどうか、年間の実績は何かあるんですかね。公表された実績、会社名。

○永田座長 もしあれだったら、後でデータは。

○庄子室長 そうですね、ちょっと少し整理いたします。

○永田座長

あと、いかがでしょうか。中井さん、どうぞ。

○中井説明員 同じ資料2の8ページですが、前回の改正のときに小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置ということで、それぞれ小売業者は容器包装は減らすということが決められ、それぞれのチェーンストア協会、フランチャイズチェーン協会、百貨店協会が、たしか10年度までにそれぞれの削減目標率というのを公表されていたと思います。達成されているのかどうか。達成率をお聞きしたいと思います。

○永田座長 ちょっと時間置こうか。

それじゃ、ちょっとまたご意見頂戴して、後でお答えするということで。

どうぞ、辰巳さん。

○辰巳委員 ありがとうございます。まずちょっと、2つぐらいですかね、すみません。これはどこにお聞きすればいいのかちょっとわからないんですけども、一応今までの概要をご説明いただいたんですけども、平成9年からもう15年たっているわけですよ。この法律を完全に実施している市町村というのがどのぐらいで、どういう状況にあるのかというふうなデータなんかもちょっとよくまだわかっていないなと思っておりまして、私はたまたま川崎に住んでいるんですけども、私がその他プラをこの9月から、今月からですね、初めて分別し出したという状況にあるんですけども、要するに全国的にどういうふうな状況にあるのか。

それは随分自治体によって違いがありますよね。その自治体の違いがあるのをどのように考えていったらいいのかというのが、やっぱり今後考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているということでした。

この容器包装リサイクル法の究極の目標というのかな、だから、各自治体全部完全に実施していただくというふうな格好になるのか、いやいやそうじゃないよというふうになるのか。現

状ではそうじゃないよということだから15年遅れで川崎市も始まったんだと思うんですけども、そのあたりがどういうふうに考えているのかというのがよくわからないので、だからそれぞれ自治体さんも悩んでおられて、もう全部一括でプラスチックはもうまとめて別の方法でやりますとか、いろいろ違いがあって、やっぱりそのあたり、あまり違いがあるというのが本当にいいのかどうか。これも私はわからないから、いいですよとも言えないし、わかりませんけれども。

だから、要するに究極の目的というかな、目標というか、どういう方向にどういうふうにとっていくんだというところ辺がわからないなというふうに、今日のご説明を伺っていても思いました。だから、そのあたりをやっぱり今後考えていかないといけないんじゃないかというのが、意見ですね。あるいは、次回に可能ならば、どのように実施されていてというその状況をお知らせいただきたいということです。

それからもう一つ、あと資金拠出の話が前回決まって、自治体のほうに出して、それが成果があるというふうなデータもあったと思うんですけども、これがちょっと私にはその数字がわからなくて、どこの自治体にどのぐらい行っているのかとかというのは、どこかを調べればわかるのかもしれませんが、申し出たところに行っているのか、全部に公平に取り組んでいるところには行っているのか、そのあたりももう少し詳しく知りたいなというふうに思いました。

すみません、最後に、この3R推進団体連絡会さんをご報告いただいた中でなんですけれども、リサイクル率とか回収率とか素材によって、ほかの単語もありましたよね、変えていらっしゃるんですけども、このあたり何でそのリサイクル率、それから回収率、再資源化率とかいろいろ違っているのかというのを、もう一度ちょっとご説明いただければというふうに思ったんです。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございます。ちょっとまとめて聞く方向で。

引き続きご質問、ご意見のほうを受けたいと思いますので、杉山さんどうぞ。

○杉山委員 いろいろと情報提供をいただきましてありがとうございました。2つ教えていただきたいと思います。

1つ目は資料3の28ページです。資料3の28ページで、ベール品質の推移についてのグラフなんですけど、先ほどのご説明の中で私が聞き逃してしまったのかもしれないんですけど、拠出金制度ができてからだんだん品質がよくなってきましたという、そのご説明はよく理解できたん

ですが、その前を見ますと17年度まではAランクが87%あったのが、急に18年度に20%ほどちよっと悪くなってしまったようにこのグラフからは読めるのですが、その何か基準が変わったとか、その説明を少しいただくと大変理解しやすいので、よろしくお願いいたします。

もう一つは、資料の中にはないんですが、複合品というんでしょうか、例えばプラスチックと紙と貼り合わせたような容器とか包装材を結構見るんですが、たしかあれはその重量で大きいほうの重量の品質のマークがつくと思うんですが、ただ実際貼り合わせて使われているようなものはなかなかリサイクルが難しいとか、そういう問題も当然あるかと思っております。今回の説明の中には当然複合品というようなことはなかったんですが、そういう分類がありませんので、実際その複合品というのがどのぐらい使われていて、それが減っているのかどうかというようなことも、もし資料としてお持ちでしたらぜひ教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○永田座長 どうもありがとうございました。佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 1点、3R推進団体連絡会さんのほうに質問ですが、いろんな取組をされて目標を確実に達成をしていると、それから物によってはもう達成できているということで、15年の目標に対して達成したとかいうふうなご報告があつて、それについては取組を評価をしたいと思います。ただ、その指標の考え方なんですが、要するに目標というのは目線をこう上に見るのか下に見るのか、どういう形でその目標の数値というのを決められているのか。それで、今の達成の具合で、もう達成したものについて見直す必要があるとご報告がありましたが、2年ぐらい先にもう目標の年度があるわけですので、見直するとすればいつごろにそれをやられるふうに考えておられるのか。それを教えていただければと思います。

○永田座長 はい、どうも。崎田さん、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。今回、容器包装リサイクル法の見直しのスタートというようなことで合同委員会になっていますので、一言お話しをさせていただきます。今お話の中でリサイクルがすごく進んだというお話で、私も全国の自治体などに伺って普及啓発などをすることが大変多いんですけども、ごみ減量リサイクル、どこの自治体も進んできているんですが、最終処分場の逼迫とか処分施設の建てかえとか、やはり大きな岐路にある自治体が大変多く、より一層のごみ減量がどこも重要な課題になっていると感じますので、この容器包装リサイクル法を一層私たちがうまく活用していけるような形になるように、今回の見直し審議が進むといいと思って期待して参加をしております。

今回この審議に参加するに当たって、循環基本計画の見直し内容を考えると、大きな視点と

してリデュース、リユースを徹底するという2Rの視点と、循環の質の高度化というのが大変強く発信されたというふうに記憶しております。それを考えると、やはりリサイクルだけでなく、リデュース、リユースをより促進するところが前回の見直しの後うまくいっているのかどうか。もっとそこを強調するなら新しい制度化が必要なのかどうか。そういうところの話し合いというのもぜひしていきたいと思っております。

循環のところの質の高度化に関しては、いろいろな業界の皆さんの新しい取組もあると思います。それとともに、どれだけやはりリサイクルの量を多くするかということで、その他プラスチックと製品プラを一緒に回収する自治体も出てきています。また、小売店の店頭でのペットボトルなど飲料容器の回収も進んでいます。自治体だけでなく多様な主体、市民も事業者さんも、あるいはメーカーの皆さん、みんなで協力し合いながらどれだけ回収量を増やして国内に資源を回していくかとか、そういうことも話し合えたらいいなというふうに思っております。

関連して、一つだけ質問なんですけど、最初の資料2のところでも7ページですか、制度のところでも、この前の見直しで小売事業者さんが容器包装排出抑制に対して取り組むことに関して報告制度というのを入れ、その仕組みがここに書いてあります。けれども、その次のページにどんな項目かという内容は書いてあるんですけども、具体的に数字として出てきているのは次の資料の、29ページの資料と30ページの自治体のレジ袋の削減状況という資料が出ているだけなんです。次回以降、この辺の今、容器包装の排出抑制の報告制度はできているけれども、これが着実に進んでいるのか。この大規模事業者さん以外のところはどういうふうになっているのかとか、もう少し状況がわかるような資料があれば大変うれしいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○永田座長 はい、どうも。酒巻さん、どうぞ。

○酒巻委員 ありがとうございます。スチール缶リサイクル協会の酒巻でございます。

まず、資料関係で2点ご質問ですが、資料2の2ページ目で容積比で約6割を占める容器包装と、こういうふうに書かれています。資料3では平成24年度の容積比等のグラフが描いてあるのですが、この経過というか推移、これがわかるようなデータがあればぜひ公開していただきたいというのが1点。

それからもう一つ、資料3の6ページ目、分別収集実績量というのがございますけれども、これ当然生産というか販売量、こういうのとの連関ですので、減った、増えただけじゃわからないので、当然販売した量というか、市場に出た量、これに対してどの連関しているのかなという、こういうことがわかるような、できたらデータがあれば公開していただきたいというふ

うに思っています。これが2点です。

それから、要望として2点ほどですが、今後の容器包装リサイクル法のこの見直しの審議に当たりまして、一つは情報共有と相互理解と共有認識が非常に重要なというふうに思っています。今回事務局より資料を提出いただいていますけれども、容器包装リサイクル法にのっとり、さらに関係各主体がどのような自主的な取組とか主体間での連携の取組、それでどの程度成果を上げたのかと、こういうことが非常に重要だと思っています。

したがって、今回の意見や要望は誰にでも言うことができますので、今後ヒアリングにおいてはぜひ、関係者からのヒアリングにおきましては意見、要望だけでなく、自らの自主的な取組とか、それから連携の取組とか、こういうことがあつたらぜひ報告をしていただくように要請していただきたいと思っています。

それから2つ目で、今後の審議についてであります。私ども本来この審議とは、法の目的に沿って制度に関わる国や地方公共団体、それから事業者、国民、それぞれの責務を果たして環境と経済の両立に資する循環型社会の構築が順調に推移されているかどうか、こういう高い視点で見ていく必要があるのかなというふうに思っています。その上で、この審議の中で合意形成をして将来に向けてどのような制度的枠組みに修正していくかということを中心に検討、答申していく場と私ども認識しておりますので、今回の審議会におきましては各主体の利害にとらわれず、大所高所に立った中長期的な観点での審議の進め方をぜひお願いしたいと思っています。

以上でございます。

○永田座長 どうもありがとうございました。それじゃ、鬼沢さん。

○鬼沢委員 資料3のページ13あるいは21にあります再商品化について伺います。リサイクルが進んで再商品化もこの10年かなり進んだと思うんですけども、特に21ページは特定事業者の数で表現されているんですけども、この質が10年間どんなふうになって、今後何を目指していくのかということとはとても大切なんじゃないかと思っておりますので、この質の部分でどういうふうにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○永田座長 はい、どうも。織さん、どうぞ。

○織委員 ご説明ありがとうございました。意見というか今後の審議のところに関わってくるかと思うんですけども、今回の資料はこの15年間で容り法の枠の中でどういうふうに進んできたかという現状を教えてください。この審議の中で、この容り法という制度の枠組みの中でこれらの制度をどういうふうに進めていくのか、あるいは質を高めてい

くかという中で出てくる論点としては、例えばペットボトルの入札ですとか海外流出ですとか、あるいは消費者の方の分別をよりよくするための表示の抱えている問題ですとか、あるいはマテリアル優先制度の問題とか、そういった問題があるかと思います。

一方で、今回の資料の中では提示されていないんですけども、ここ15年の間で私たちは震災も経験しておりますし、また個別の企業の方のマインドも15年前とは随分変わって、CSRですとかそういったマインドも出てき、または環境経済という考え方も徹底しておりますし、そうした中で、あるいは物質循環というものの考え方というのももっと大きく捉えるようになってきた。そういったものを、枠を超えて今回どういうふうに議論をしていくのか。その容りの制度自体を効率的にしていくという意味と、それから15年間の動きがどういうふうに容り制度の中に入っていくのか、その辺のあたりのところも議論なり方向性みたいなものも教えていただければなというふうに思います。

○永田座長 はい、どうも。大塚先生、どうぞ。

○大塚委員 ちょっと、とりあえず小さい質問をさせていただいて、今、織さんがおっしゃったような一般的な話はちょっとだけさせていただきたいと思いますけれども。

資料3の20ページですけれども、ケミカルリサイクルの落札単価が、もちろん材料リサイクルより少ないんですけども、平成22年ぐらいからやや横ばいになっているんですけども、これは何か理由があるんでしたら教えていただきたいと思います。

それから27ページですけれども、拠出金総額は平成23年度からやっぱり、この3年ごとに基準年が見直されるので、ある意味当然ですが激減しているんですが、これに伴う問題点とか自治体からの不満とか、何か不満だけだったらあれなんですけれども、支障とかが出ているかどうかということは、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。

私自身、容器包装リサイクルに関して今後検討していくべき問題としては、今、織さんがおっしゃったようなことを考えていくべきだと思っていますが、さっき崎田さんがおっしゃったようにこの29ページとかに出ているような排出抑制がこれで十分なのかどうかとか、さっき鬼沢さんでしたかがおっしゃったように質としてどうなのかというようなあたりが一つ、2Rをどうするかという問題があると思いますし、さらにリサイクルに関してマテリアルリサイクルとケミカルリサイクル等との関係という、これもさっき織さんがおっしゃったような問題をどうしていくかということがあります。

もう一つ、これは非常にやや細かいようで必ず検討しなくちゃいけないのは、やっぱり27ページにあるこの拠出金については、このままだとどんどん下がってってしまうんですけど

も、ちょっと制度がサステナブルかどうかよくわからないものですから、これは何が何でも検討しないとイケないのかなと思っております。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。百瀬さん、どうぞ。マイクありますので。

○百瀬委員 チェーンストア協会でございます。いつもお世話になります。

取組状況についてと、それから要望を2点申し上げます。

まず、小売業の中でもチェーンストア協会はスーパーマーケットを多く会員企業に持っております。スーパーマーケットではここ2007年からレジ袋の発生抑制ということでお客様と一緒に進めるレジ袋を使わないお買い物を推進し、無料配布をやめたり、声かけやマイバッグの普及を進めてまいりました。また、レジ袋が使われなくなると今度は精肉や専業など生鮮食品のトレイを使わない販売をしたいということで、トレイレスの販売といった容器包装の削減について努めてまいりました。

また、リユースは使わないメーカーと一緒に詰めかえの洗剤やシャンプー、リンスなどを積極的に販売し、またボトル型の容器をリユースしながら容器包装の削減ということに努めてまいりました。

また、リサイクルにつきましては使用済み容器包装の店頭回収を進めております。私どもの会員企業は容器包装入りの商品を販売しています。スーパーではセルフサービスで販売しておりますので、ほとんどの商品が容器包装に入った商品を品揃えし、それをお客様が棚や冷蔵庫、冷凍庫から自らとっていただき精算するシステムです。お客様が購入した商品を家庭に持ち帰ったときにいわゆる容器包装の廃棄物になるわけですが、それを何とか店頭で再び回収し、それを自らがリサイクルするということに努めております。特に紙製に飲料容器の牛乳パック、これは店頭回収したものをまた自ら販売するトイレットペーパーに再生し、それを販売するというリサイクルループを完結している企業が多くあります。

そういった形で容器包装リサイクル法につきましては3Rを進めていますが、ここで要望があります。今申しましたように店頭回収を何とか進めようと努力しているのですが、紙や缶、びんに関しましては廃棄物ではなく専ら物ということで回収も輸送もリサイクルルートも法的に許されているわけですが、とても多量に回収されるペットボトルやトレイ、その他、卵パックなどは分類上廃プラスチックということで、これを回収したり輸送したりリサイクルするが、地方自治体や国のほうでは法律上許されているわけではないのです。それでも資源として再生の努力をしております。

ここで、そういった使用済み容器包装を自主で回収し、リサイクルし、またその再生品を販売するという努力に対しまして、法的に許していただくわけにはいかないでしょうか。特に、かつて専ら物が規定された時代にペットボトルという容器は多分存在しなかったと思います。その当時はびんや缶で飲み物や液体を売っていたのですが、今はペットボトルが多量に使用されています。また、有価で取引されているということも先ほどご報告にありましたが、今さらそれはごみじゃないでしょう。小売業が自らの人と金と物を使ってやっているリサイクルの推進を何とか合法的にできないかというのがお願いの1つ目です。

もう一つは、容器包装を環境設計して自ら販売する、特にプライベートブランド商品では容器包装の素材ですとか形状、それから大きさ、そういったものを何とか環境によいものにしたと努力していますが、特にバイオマスプラスチックのように化石燃料由来ではないものを使った容器包装を進めることによって、社会全体、地球全体のCO₂の発生抑制につながるのではないかと努めてまいりました。そのことにつきましても、一律「その他プラ」という形ではなくて、バイオマスプラスチックのように素材的に環境負荷の少ないものを使うということを奨励するように法律を改正していただくわけにはいかないのかということが要望の2つ目です。

小売業は、お客様と一緒に容器包装の3Rを進めたいということ、それからメーカーと一緒に容器包装の環境設計を進めるということもこれからも努めてまいりますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。まだ札立てていらっしゃる方こちらからもわかるんですが、ちょっとここで一旦切らせていただきまして、整理をしていきたいと思っております。

今回、資料あるいはデータをもう少し詳しくとか、あるいは新しいデータが欲しいというご要望もありました。それについての答えを口頭でやっても資料として残らないということだと十分な検討の材料にはならないかなと思っておりますので、できるだけいただいたご意見の中でこういう資料が欲しいというものに関しては、次回可能な限りお出しする。それから、少し時間をかけて資料集めないといけないというものも出てくるかもしれませんので、少し整理させていただいて、そういうものもいつごろ出せるかということも次回に明らかにさせていただければというふうに思っています。

それから、論点という形でご意見いただいた部分もございまして、これについては今日お答えするという事ではないんだというふうに思っていますから、環境省、経産省、それからさっきの推進団体連絡会ですか、そちらに答えていただきますが、まずその中で答えられるも

の、それから先ほど申し上げたようにデータとして次回きちっと出しますということでご了解いただくもの、分けながら少し話をさせていただければありがたいというふうに思っています。

では、まず環境省のほうからいきましょうか。

○庄子室長 今座長からお話しいただきましたように、本日ご説明をした資料に関してのご質問については本日お答えいたしたいと思えます。そのほかのデータでありますとか資料についてご要請ございましたものにつきましては、次回以降検討して提出を、ご説明をいたしたいと考えてございます。

まず、本日の資料に関するご質問ということで、辰巳委員から分別収集、実施している市町村がどのような状況かというお尋ねがございました。現在私どもで自治体に調査をして把握している状況といたしましては、資料3の5ページにございますところでございます。ガラス製の容器、それからペットボトルについては95%以上、そのほかのスチール製の容器、アルミ製の容器もそうでございますけれども。他方、プラスチックの容器包装については74%程度ということでございます。

前回の見直しは平成16年から18年ぐらいにかけてでございますが、その時点と比べてみましてガラスびん、あるいはスチール缶、アルミ缶につきましては今と同じような状況でございますが、プラスチックについては当時60%強だったのが10ポイントぐらい増えてきております。

そうしたことで、5年前の見直しと比べましても大分その分別収集に参加している市町村は増えてきているのかなと思ってございまして、それをどこまで目指していくのかというお話ございましたが、私どもとしては引き続き多くの市町村にご参加いただきたいと思います。特にプラスチックそれから紙製の容器包装に関しましては、引き続きの増加をご期待したいと思っております。

それから、辰巳委員からもう1点、拠出金制度についてのお尋ねがございました。ちょっとお時間いただきまして多少詳しくご説明申し上げますと、資料2の9ページにグラフがございます。それで、再商品化費用が合理化された分という吹き出しがございますが、これが平成20年度から22年度分にかけては100億円前後という額でございました。その100億円というのは、再商品化費用が合理化された分の2分の1が100億円ということでございますが、こちらを原資とする形で、2つの観点で市町村に拠出をするということになってございます。

1つは品質向上という観点で、もう1つは単価の低減という観点でございまして。これはいずれにいたしましても市町村の分別収集の質が高まると、そういったことを目指した制度でございまして、いわゆるプラスチックに関しましてもプラスチックのペールの品質、異物の混入

率ということでございますけれども、これがどの程度質が高まったかということで見てございます。ただ、それが基本的にその品質の観点で評価をするわけですが、それが品質でAランク、Bランクということで別な資料でご説明いたしましたけれども、Aランクになった市町村はそれ以上の向上というのがなかなかもう限界があつて難しいものですから、品質というふうな観点に加え単価ということで、再商品化事業者の落札単価が下がったというのも一つの指標として配分する際に勘案しようということになってございます。

そういったことで、品質が高まった市町村というのはAランクに該当する市町村、それから単価の低減ということで再商品化事業者の落札単価がどれくらい下がったか、その下がった幅に応じて分別収集量を掛けまして、それを全国按分して配分をするという仕組みになってございます。今具体的な数字持ち合わせてございませんが、やはり分別収集が多い自治体、その中で高い品質のベールをつくっている自治体に多く配分された格好になってございまして、指定都市とか大規模な自治体にやはり多く額が拠出されているということかと思つてございます。

それから、杉山委員から今のご質問に関連してのお話でもございますが、資料3の28ページ、プラスチック製容器包装のベール品質の推移ということで平成17年度から平成18年度にがくつとAランクが下がっているということでございます。こちらは17年度までと18年度からはちょっと単純に比較ができないような形にはなつてございます。注釈をおつけするのがよろしかったのかと思いますが、17年度までは再商品化事業者のほうで実際にベールの評価をしたということで、17年度までは容器包装リサイクル協会が立ち会うことなく再商品化事業者においてそれぞれ評価をしたということで、多少ちょっとその評価はばらつきがあつたということかと思ひます。

18年度以降、少し運用を変えまして、容器包装リサイクル協会の立ち会いのもとに品質の評価をしたということで、多少統一的で厳し目な評価になつて、その後の推移ということでご覧いただければと思ひます。

それから、鬼沢委員から再商品化、リサイクルの質が10年間どういうふうになっているか、どう考えているかというお尋ねございました。なかなかその質というのをどのように評価するかというのはございますが、先ほどご説明した中で例えばプラスチック製容器包装のリサイクル、再商品化製品、19ページでございますがご紹介申し上げましたけれども、こちらのプラスチックの再商品化が始まったときと比べて大分製品が多彩に、多様化してきたと考えてございます。

そういったことで、ごく限られた用途にしか使われていなかったこの再商品化製品が、いろ

んな形で市場に出回るようになってきたということは一つ、質が高まってきたということかなと思ってございますが、なお一層こういった量だけではなくて質の向上というのも目指していく必要があるのではないかと考えてございます。

それから、大塚委員から、19ページの下、20ページのグラフでございますが、プラスチックの再商品化手法の落札単価、ケミカルが23年度から24年度、25年度と上がっているということでございます。私ども事業者の方から聞いているお話でございまして、たまたまこの時期にちょっと設備投資の関係の費用がかかって少し落札単価が上がる傾向になった、そういった要因になったと聞いてございます。

それからもう一つ、合理化拠出金制度に関して、23年度、24年度と額が下がったことについての自治体からの不満なりがどうかということでございますが、具体的にこういった支障が生じたという事例は承知をしてございませぬのですが、不満といいますか、やはり額が下がったことについては残念であるという声はお聞きするところでございます。

環境省からは以上でございます。

○永田座長 どうもありがとうございました。それじゃ経産省のほう、何かありますか。

○林課長 数多くのお尋ね、ご意見がありまして、ありがとうございました。今ご要望がありましたさまざまなデータにつきましては、私どものほうもきちんとしたものは手元にございませぬので、次回にはできるだけあるものをご提示させていただいて、ご審議に資するようになりたいと思います。

○永田座長 よろしいでしょうか。それでは宮澤さん、どうぞ。

○宮澤氏 佐々木委員からのご質問で、リデュース、軽量化について手法の考え方とかどういう形で算定していくのかというような、いつごろかというようなご質問で、それでよろしいですか。

手法の考え方についてはちょっと一般論になっちゃうんですけども、ISO14001じゃないですけどもマネジメントシステムで一つの目標を持ってそこに到達するまでの努力とか行動とかというのが、企業団体ですから大事だなというふうに私自身は思っております。

実際のその軽量化をどういう形で算定していくのかという、例えばペットの例なんですけれども、各社、各企業がつくっておりますやつを協会のほうでいろいろデータを個別ボトル17品目プラス幾つぐらいに分けて、全部重量チェックとかそういうのをコンサルを入れて測定しております。そういう中でやはり最軽量ボトルというのが出てきますので、この辺のこととそのトレンドですよね、企業のトレンドとかそういうところを見て、この辺ということであつたん

ですけれども、先ほど言ったようにペットの場合は昨年はちょっと、昨年度のデータは震災の影響が少し出ているだろうというふうに踏んでいますので、今年の状態、絶対量は増えていますが、かなり軽量化は進んでいると思いますので、その辺を見て、どの辺に落ちつくのかなというところで再設定は必要かなというふうには、個人的には思っております。

いつごろかというのは、やはり今ペットの例は次のデータが出ないとということで、ご了解いただきたいと思いますが、よろしいですか。

○永田座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、さっき名札……その前に。

○水戸川委員 よろしいですか。PETボトルリサイクル推進協の水戸川です。要望、質問というよりも資料の記載に関するお願いでございます。

資料2のページ3、指定法人ルートの概要について、ペットボトルの例を挙げていただいておりますけれども、ちょっと誤解を招きかねないのではないかとお願いしたいと思っております。指定法人の中に再商品化事業者が入っていると、ちょっと誤解を招きかねないかなということと。ペットボトルという意味から申しますと、このお金の流れで再商品化事業者にお金が行っているというよりも、平成18年以降は有償化しておりますので逆の方向になっている。この資料の記載方法は、いろんな有償、逆有償がありますので一通りで書きづらいと思うんですが、ちょっと誤解のない注釈を入れていただくなりしていただけるとありがたいと思います。

○永田座長 はい、それでよろしいですか。

○庄子室長 はい。

○永田座長 藤本さん、どうぞ。それで宮田さんのところは後で戻りますからね。

○藤本委員 はい、すみません。私のほうはもう要望みたいなものでございますけれども、先ほどから出ておりました資料を出すということ、環境省さんのほうも言っておりましたけれども、拠出する交付金の関係なんですけれども。やはりこれ、がたっと2年前から落ちている状態の中で、自治体現場のところではやっぱり、それぞれの自治体の中で今まで努力してやってきたところとかいうところはあるんですけれども、やらないところはそのままやらないみたいな感じになってしまいますので、その辺も含めて少し整理をした資料があればというふうには思っています。先ほどお答えいただいたので、できたらそういうのもわかりやすい資料が欲しいなというふうには思います。

そういう意味で言ったら、費用負担のあり方も含めて少し検討していくようなことも今後考

えていってほしいなというふうには思っています。

それともう一つは、表示の関係なんですけれども、現場のところでいろんなものを収集しておりましたら、この表示のところがわかりにくくてもうばらばらで入ってくるというのが多いんですよね。それをまた分けていくといったって、なかなか職員も少なく、なかなかやりにくいところもあるんですけれども、そうしたことももっと、わかりやすい表示のあり方についてもう少しご検討もいただきたいと思いますし。何か違う表示であって製品が違う場合もありますので、その辺のところについては誰がチェックするのかとかいうところも、ひとつ議論の中に入れていただきたいなというふうには思います。

それと、先ほど卵のパックの話もありましたけれども、この容器包装リサイクルに係る品目以外のところでもリサイクルできるやつはどんどんあると、だから自治体のほうで判断する場合についてもやはりそこは線引きになっておまして、できましたらその廃プラの関係の分別収集をやるに当たっても、少しこの今回の議論の中でその辺ちょっと品目拡大もできへんのかなというのを少し要望で、お願いしたいと思います。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。平尾先生、馬場さん、それから宮田さんという順序でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうぞ、平尾先生。

○平尾委員 ありがとうございます。これまでのご意見にも重なるところがあると思いますが、先ほど織委員がおっしゃったこの制度の外のところをどう見るかというところで質問があります。先ほど百瀬委員からもお話があったように、市中を見ると流通事業者の努力でスーパーなどでの店頭回収が結構進んでいて、消費者の皆さんが店頭の回収ボックスに入れている様子を見るのですけれども、これは容器包装が法制度の外枠に流れていってしまっているところだと思います。そこにどのくらい流れていて、そこに行ったことによってどういうことが起きているのかということについて、情報があれば教えていただきたいというのが1点目であります。

もう一つは、資料3の20ページのところで、手法別の落札の推移というのが出ているのですが、当初から材料リサイクルを優先するのは、これはなかなか技術的にも難しいから、優先することによって技術が進んでいこうという前提があったと思います。その辺がこの分類ではずっと材料リサイクルという言葉で済まされているのですけれども、技術の進展というものがあるのではないかと想像されます。同じようにケミカルでもいろいろな進展が想像されますし、前回の改正以来いつの間にか油化というのは見えなくなっているという変化もあります。この辺の技術的な推移がどうなっているのかを教えていただきたいというのが2点目で

す。

先ほどの鬼沢委員のご質問の製品の質という面にもつながると思うのですが、前に議論したときに比べてリサイクル手法が前提としてどう変わってきているのか、あるいは、上流に遡るならば特定事業者の製品設計のあたりで、例えば再生材料として使いにくいものや、回しにくいものが減ってきているというような、いろんな努力をされている結果として、議論の前提として変わっているあたりも少し調査をしていただいたり、あるいはわかっていることがあれば教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。馬場さん、どうぞ。

○馬場委員 ありがとうございます。資料3や、あと8団体共同の取組でご説明いただいたような3R推進マイスター制度であるとか3Rリーダー交流会といったようなものの活動実績なんかにもちょっと関心がありまして、今日もしくはまた今後ご教示いただければなと思います。

こういうことをお願いするのはなぜかと言いますと、私は日ごろ企業の環境対策の雑誌をつくっているんですが、時に家庭の主婦のような方、お母さん向けにもいろいろと環境対策、リサイクルに関するようなアンケートなどをとったりもするんですけども、非常に消費者の皆さんといいますか家庭の奥様方はリサイクルに協力したいという気持ちをすごく持っていて、環境や自然ですとか、あと社会のためになりたいという気持ちもあるんですが、一方で非常にこの容器のリサイクル、容器リサイクルに限らず環境対策全般なのかもしれないんですけども、わかりづらいことも多くて本当に自分たちがやっていることが社会のためになっているのかなという素朴な疑問を持ちながら頑張っていらっしゃるところがあって。こういう活動実績など、こういう3Rリーダー、3Rマイスターの活動というのが、こういうリサイクルの質を高める上で必要な消費者の皆さんのモチベーションを上げるためにすごく重要なのかなとも思いまして、こういった取組についても今後お聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○永田座長 どうもありがとうございました。それじゃ、次、宮田さんどうぞ。

○宮田委員 どうもありがとうございます。今日は商工会議所の委員ということで出席させていただいているんですが、一市民の立場でちょっと普段感じていることで、私は千葉県佐倉市に住んでおります。千葉県で唯一、紙製容器包装の分別回収の専用袋をつくっている市です。先ほどから出ている拠出金の額をずっと見ていると、全国平均よりもいいのかなと思いつつ、隣の四街道市を見ると圧倒的に多いんですね、人口は圧倒的に少ないんですけども。どうし

てこんなことになっているのかというのはずっと疑問にあって、いろいろ見ていたんですけども、そもそも市民の方に分別をいろいろ指定している自治体と、クリーンセンターに回収してから後、市の方で処理していただく内容と、そこからまた特定事業者処理していただくという、それが地域によって随分違っているということと。あと、特に廃プラにつきましてはやっぱり後の処理方法、考え方も変わってきていると思うんですけども、その辺の整理ができていないことで、随分無駄がむしろあると思うんですね。一生懸命市民が細かく分別している市よりも、ただ廃プラで集めてクリーンセンターで分別して、それで処理しているところのほうがより多くの拠出金をいただいているというのは、これは法律の運用として何か矛盾を感じるんですね。

それは、市が悪いというよりも全体的な考え方が整理できていないところに原因があるんじゃないかなと思いますので、その点この制度の全体設計をよく見直していただいて、個別の、例えば今マイスターのお話あったんですけども、分別指導されている方の中にも、例えば容器包装の分別の指導で、回収した後リサイクル事業者は今どきはもう進んでいる事業者は乾式洗浄するんだから下手に洗わないで、濡れたまま出してもらったら困るんですよという、そういう指導をされている方があるんですけども、容器包装の世界では湿式洗浄が今動いているところなんですね。そういうリサイクル屋さんの実態と市民の方への指導というのがギャップがないようにしないといけないということも含めて、その辺全体的な視野でぜひ見直していただけたらと思います。

○永田座長 どうもありがとうございました。柳田さん、どうぞ。百瀬さんももう一回。

○柳田委員 石鹼洗剤工業会の柳田です。これもさっきずっと出ているお話なんですけれども、容り法の直接のというところから少し外側になってしまうんですけども、我々事業者としましては環境によいというところで、先ほど百瀬さんからもお話がありましたように、詰めかえの容器とかをかなり推進しておりまして、リユースのところではプラスチックを削減していこうと非常にやっております。それから、あと最近はバイオマスプラスチックのところもかなり検討しておりまして、そこで環境にいいものをつくっていこうということでやっております。

そういったところが、容り法に直接絡めるのかどうかというのは難しい話だとは思いますが、ぜひ我々の努力のところも反映できるように、そういうような法制度というんですか、そういうところを少し考えていただけたらいいなというふうに、要望でございますけれども、よろしく願いいたします。

○永田座長 はい、わかりました。百瀬さん、手短に、すみません。

○百瀬委員 言い忘れましたが、店頭回収で努力していることを評価し、私どもがお支払いしている委託料にも反映させていただきたい。

それから、もう一つ、そのリサイクルするということが本当に環境負荷の低減になるのかどうかということをよく消費者に聞かれます。例えばリサイクルで使うエネルギーとか水など、リサイクルしないときに比べるとどのくらい環境負荷が減っているのかと。特にCO₂の発生についてはどうなのかということをよく聞かれていますので、もしそういった資料があればいただきたいと思います。

以上でございます。

○永田座長 どうもありがとうございました。それでは、こっち側にまた行きまして、小寺さん、どうぞ。

○小寺委員 例えば容り法の中の廃プラスチックについては、制度を導入しているところが74%程度という話でしたけれども、導入していない自治体について、その背景となる理由、経済的なものとかいろいろあるでしょうけれども、そういったところの分析がどの程度なされているかというのを教えていただければと思います。

○永田座長 はい、わかりました。篠木さん。

○篠木委員 私も制度について少し伺いたいと思っているんですけども、先ほどこの資料3の5ページのところで、まだ参加していない自治体がどんどん参加してくれるといいなというようなご回答がありましたけれども、結局その制度設計をどのように自治体は考えて参加していけばいいのかというので、今現在は多分それぞれの市町村にお任せというか、手が出ない状況というのか、ちょっとどちらかよくわかりませんが、どうやって集めていくのかというのは、そのリサイクルの質がどう向上していくかとか、どう低下していくかということと非常に関連するように思われますし、資料3の例えば20ページで材料リサイクルと、あとはその下のほうのリサイクルと、どちらがより進んでいくかということを考えたときに、もしかしたら多少汚くても大ざっぱに集めてどんどんガス化していくとかいうほうが効率が上がるということもあり得るのかもしれないんですけども、本来どういった社会を目指すかということについて考えていかなくはいけないのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたり方針としてどうお考えなのか、教えていただければと思います。

○永田座長 続いて、高橋さん、どうぞ。

○高橋説明員 日本百貨店協会の高橋でございます。お時間もあれなので今度は私どもからの、先ほど崎田さんからもご質問がございましたとおり、小売がどれだけどのような形で減らして

いるかということをご報告する場がございましたらご報告させていただきたいと思っております。やはりごみを出すときには、お客様によく聞かれるんですけれども、何らかの袋が必要で、今までちょっとレジ袋がそういったものになっていた。それにかわる何かが必要ということを考えますと、やはり本当に社会として何が環境負荷なのかということを含めてこの容器包装、この法律の対象外のものも含めて検討していただければと思っております。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。続いて、筑紫さん。

○筑紫委員 ありがとうございます。日本洋酒酒造組合の筑紫でございます。資料2の3ページですけれども、私、消費者の役割ということについてもこれからの議論で大事な点ではないかというふうに思います。この資料3ページによりますと消費者の役割が一番上に書いてありまして、分別排出、例としてペットボトルのキャップ、ラベルを外して排出というふうに書いてありますけれども、これが現実的にはどの程度行われているのかということ。その辺具体的な数字等はもちろんわからないわけですが、前回の議論のときには消費者の役割、そして消費者に対する教育・啓蒙というようなことが議論されましたので、今後の議論の中でこの点について触れていく必要があると思います。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。中井さん。

○中井説明員 では手短に。さっき百瀬さんも団体としての要望ということをお話しされたと思います。私どもも今日参考資料1として添付されておりますが、役割分担の見直し、2Rの推進、製品プラの資源化この内容が通常国会を通ったということもありますので、ぜひこの内容を今後検討の中にしっかりと加えていただきたいということを要望いたします。

また環境省にお伺いしたいのですが、こういう請願が通った後に半年ごとに報告をするということがあったと思うのですが、それはどのように、どういう内容でされたのか、教えてください。

○永田座長 はい。以上で挙げられた方、また全体でどうだという話は最後にお聞きしようかなと思って、それが人数多いと大変なことになっちゃうんですが、とりあえずここで一遍区切らせていただきます。

それで、いただいたご意見とかご質問の中では、後ほどお話ししますが、多数の団体あるいは個人ベースもあるかもしれません、ヒアリングをさせていただくことになっているんですね。その場でお答えいただく必要がありそうなものもまじっていたかなと思いますので、ぜひ

そのときにはご対応いただきたいという要望をしておきます。

それから、百瀬さんからいただいたご要望があったんですが、それから3R推進団体連絡会ですか、そこでも提言を石川先生がヘッドになっている委員会でまとめましたというのがありました。皆さんの団体の中で事業者団体もあるし、消費者団体もあるし、NPOもあるしという形で見えていったときに、何か提言、このリサイクル法に関して、容リ法に関して出されているところがあるんでしたら、それを事前に我々にお知らせいただけないかなというふうに思っています。

そういう意味で、事務局のほうですね、環境省のほうに、こういうホームページに提言をまとめてありますよという情報があったらお知らせ願えませんでしょうか。我々勉強になりますし、ヒアリングするに当たっても事前にそういうものを知っておくということは意味ある話かなと思っていますので、よろしいでしょうかね。

オブザーバーの方、あるいは今日傍聴で見えられている方の中でも、そういうのをまとめられている団体があるかもしれません。あわせて環境省のほうにご連絡いただけますか。そうしたら、それぞれ一行ぐらいになっちゃうかもしれません、ホームページに提言がまとめられているのはこんなのがありますよという形で委員の皆様にはお知らせする、そういう資料にまとめていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、環境省のほう。

○庄子室長 ありがとうございます。ご質問ということで、先ほど篠木委員から今後の容器包装のリサイクルのあり方、方針としてどういうふうに考えていくかというお尋ねがございました。なかなか今ちょっとご即答申し上げるのは難しい大きい話でございまして、まさにこの審議会の中で前回の見直しから5年たって、今の時点でどういうリサイクルを進めていくべきかということをご審議いただいておりますので、おまとめいただければありがたいとおもっています。

それから、中井委員から請願の関係でお尋ねがございました。国会で採択された請願につきましては毎年内閣のほうでその請願に関する取組状況を報告することになってございます。こちらの請願に関しましては、まさに容器包装リサイクル制度の見直しに関するものでございますので、次回の見直しにおいて検討するという回答をしているところでございまして、まさに今後ご議論いただく内容かなと考えてございます。

以上でございます。

○永田座長 よろしいでしょうか。

それでは、もう時間も大分迫っていますんですが、全体を通して何か言い忘れたことがあるということがございましたら手短にお願いできればと思います。また札を立てていただければと思いますが。

大塚先生、何かありますか。

○大塚委員 ありがとうございます。今まであまり出てこなかった話で、外国の話と関係しますけれども、ドイツでやっているようなソーティングセンターみたいな運営とか方法とかやり方について、どこかで発表していただけるとありがたいと思いますので、これは事務局にお願いすることだと思いますけれども、お願いできればと思います。多分ほっとくと出てこないんじゃないかという気が、ちょっと心配が出てきました。

それからもう一つ、百瀬委員がさっきからおっしゃっていることは私も割と関心があるところですけども、委託料に関して現在販売額だけを基礎にして委託料を決めているんですけども、それがいいのかどうかですね。その容器包装の環境負荷の程度を何らかの形で考慮するようなことを考えられないかという問題があると思いますので。つまり、販売額を基礎としてというのは今までは種、受益者負担的な発想でお金を集めているわけだけども、それが環境負荷との関係はちょっと入っていないので、それがどうかというのが多分そういう結構大きな問題に関連してくると思いますので、ちょっとそれは今あまりここで大議論するような話ではないですけども、ちょっと気がついたので申し上げたいということです。

あと、さっき宮田委員がおっしゃったことは、今の拠出金の考え方というのは結局、自治体のほうで、市町村のほうでとにかくきれいなものを出していただければ容器包装リサイクル協会とか再商品化の事業者さん、特定事業者さんは助かるということがあるので、そういう構造の中で出てきているわけですけども、おっしゃったように自治体のほうでクリーンセンターで一生懸命きれいにしていると、社会全体としてはまたその後でべール品をまたきれいにするというようなことをするので、二重になっているんじゃないかというような問題が多分発生するので、そういう問題点はあるんだろうと、それがソーティングセンターの話とかとも関係すると思うんですけども、ちょっとそういうことを感じましたので。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。

それでは、今日は循環型社会部会の部会長の浅野先生にもお越しいただいているので、一言お話をいただきます。

○浅野部会長 大変熱心なご議論を聞かせていただいてありがとうございます。中環審では、

循環型社会形成推進基本計画という閣議決定がされた計画で循環型社会についての政策の理念や方針というのを示しております。容リ法のほうが実はこの循環型社会形成推進基本法や同法にもとづく基本計画などが作られるという制度的仕組みよりも先に制定、施行されてきてはいるのですが、わたくしどもは、現在ではやはり、循環基本計画を、循環の法制度全体を束ねる政策の基本方針というように考えております。お手元に配られておりますのでぜひお読みいただいて、この考え方を生かしていただきたいと思っております。

それから、容器包装リサイクル制度が先に動き始めていますので、どうしてもその容器包装リサイクル制度という枠の中で物を考えなければいけないと思ってしまう傾向があるのですが、循環型社会形成推進の基本法ができて今日では、あくまでも容器包装という言葉だけにこだわることはないのであって、そこで扱われている物がほかで扱われている物と同じ物であるならば、最後の行き所は同じでなければいけないはずで、容器包装リサイクルの完結した世界をつくるということだけを考えることはあまり好ましくない。

その点では織委員をはじめ多くの委員の方が制度外のことについてもちゃんと考える必要があるとおっしゃったことには賛同できます。つまり容リ法の中で制度的に解決できるものはそこで解決すればいいし、その手に負えないものがあればもう少し循環型社会の部会でもっと別の観点から取り上げるということも可能だと思いますので、ぜひここでの議論が、扱っているものがいかに合理的にちゃんと扱われていて循環型社会になっているかということを常に意識した議論として進めていただけてほしいと願っております。どうもありがとうございました。

○永田座長 どうもありがとうございました。

ちょっと遅れておりました廃棄物リサイクル対策部の部長が見えられましたので、ちょっとご挨拶。

○梶原部長 環境省の廃棄物リサイクル対策部長の梶原でございます。本日は遅参をいたしまして大変失礼を申し上げます。

先ほど来、意見交換のほうは基本的に全てお聞かせをさせていただきました。皆様方さまざまなご意見がこれからもあると思います。今また浅野部会長のほうからは容器包装リサイクル法という枠の中だけに限らず広く、何があるべきか、何が循環の世界で進めることになるのかというのを考えてというお話もございました。非常に幅広い課題があると思っております。今後とも審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○永田座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他ということになりますが、今後の合同会合の進め方につきまして事務局のほうから説明します。

○庄子室長 資料といたしまして、資料5をご覧くださいと思います。

下に、9月19日、本日でございますが「容器包装リサイクル法の施行状況について」ということをご説明をし、ご議論をいただきました。

今後の進め方でございますけれども、先ほど座長からもヒアリングというお話もございましたが、まず関係者の皆様方からヒアリングをさせていただければと考えてございます。

具体的な日程といたしましては委員の皆様にお知らせしてございますとおり、次回10月15日、それからその次は第3回として10月29日を予定してございます。その後も何回かヒアリングという形で関係者の皆様方からご意見をいただきまして、そのヒアリングで出ました論点、課題も踏まえまして論点整理ということで進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○永田座長 何かご意見ございますかね、今後の進め方に関しまして。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、今ありましたように、今日の議論も次回また資料としてご質問あった点についてはお答えするというような格好をしながら、ヒアリングを実施していくということで、論点整理もあわせて進めていくという形にさせていただければと思います。

ヒアリングに関しましては今後複数回実施する予定でございます。消費者、市町村、それから動脈側の事業者、それから再商品化事業者とリサイクル側の話、そういう人たちから幅広くご意見を頂戴したいというふうに考えております。

人選につきましては、本会合の議論を踏まえまして、我々座長と事務局で決めさせていただければというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのように対応させていただきます。

本日はご多忙のところ、長時間にわたりましてご熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。次回以降もよろしく申し上げます。

事務局より次回の日程等についてご連絡がございますので、ちょっと。どうぞ。

○庄子室長 本日はありがとうございます。

次回会合の日程でございますが、先ほど申し上げましたように10月15日火曜日14時から、その次、第3回は10月29日火曜日15時から、それぞれヒアリングということで3時間を予定してございます。よろしく願いいたします。

場所等の詳細については、整い次第ご連絡を差し上げたいと思います。

それから、先ほど座長からお話がありました各委員の皆さんが所属しておられます団体で、既におまとめになっている提言、要望等ございましたら、そのホームページにアップされている場合はそのURLを事務局にお知らせいただければ、次回それをリスト化いたしましてご提供申し上げて、ヒアリングと並行して皆様にお目通しをいただければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○永田座長 どうも長時間にわたりまして今日は貴重なご議論をいただき、ありがとうございました。

若干時間をオーバーしましたが、これもちまして終了とさせていただきます。

次回またよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後6時03分 閉会